

議案第166号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市博多区 [REDACTED] [REDACTED]	897,599円

2 事件の概要

平成27年10月3日午後1時30分頃、相手方 [REDACTED] 氏が、市内博多区東月隈三丁目1番
8号付近の市道を原動機付自転車で走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇
所に車輪が落ち込み、同人が転倒して負傷し、損害が生じたものである。